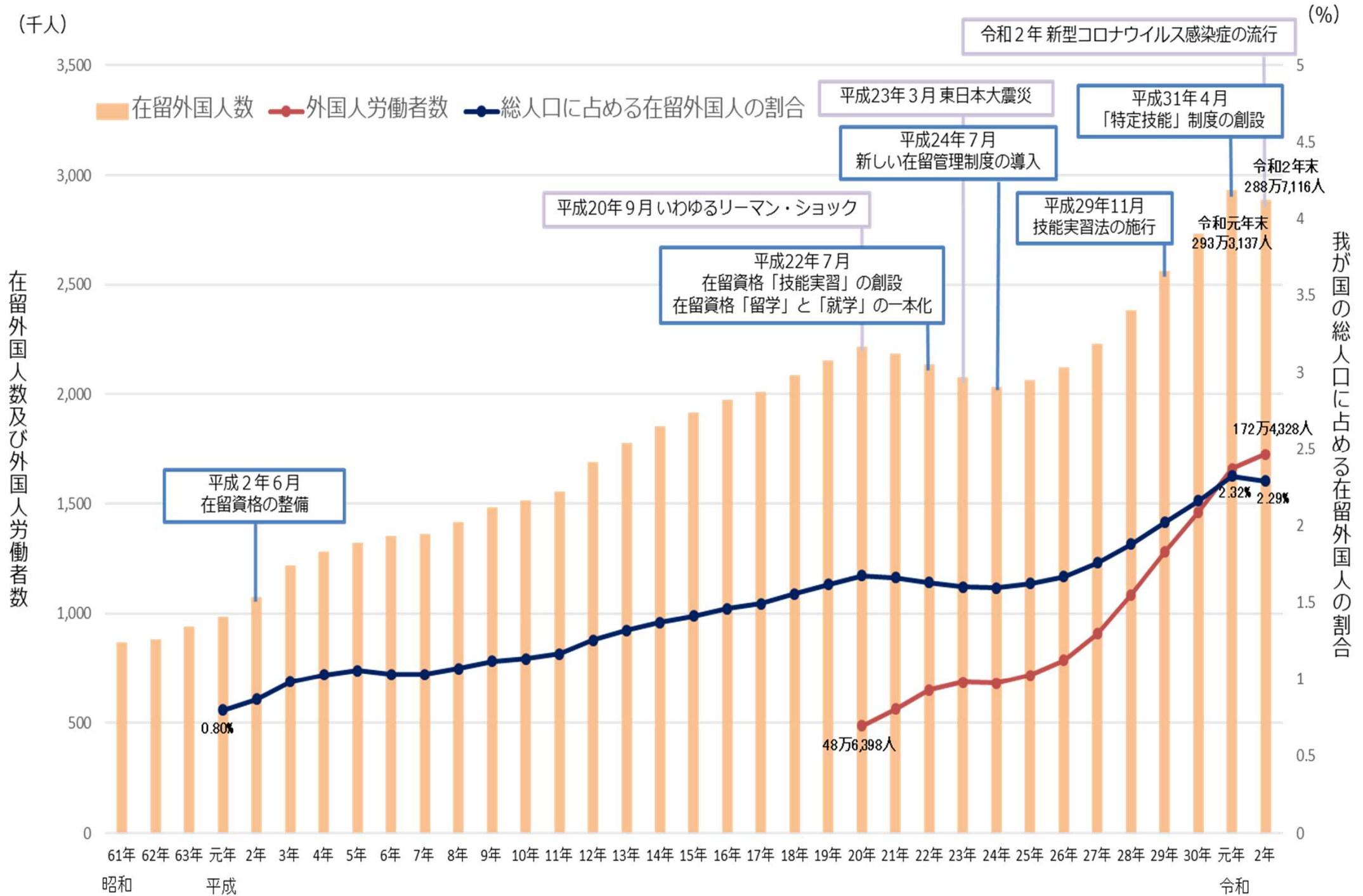


特定技能制度運用状況等 について

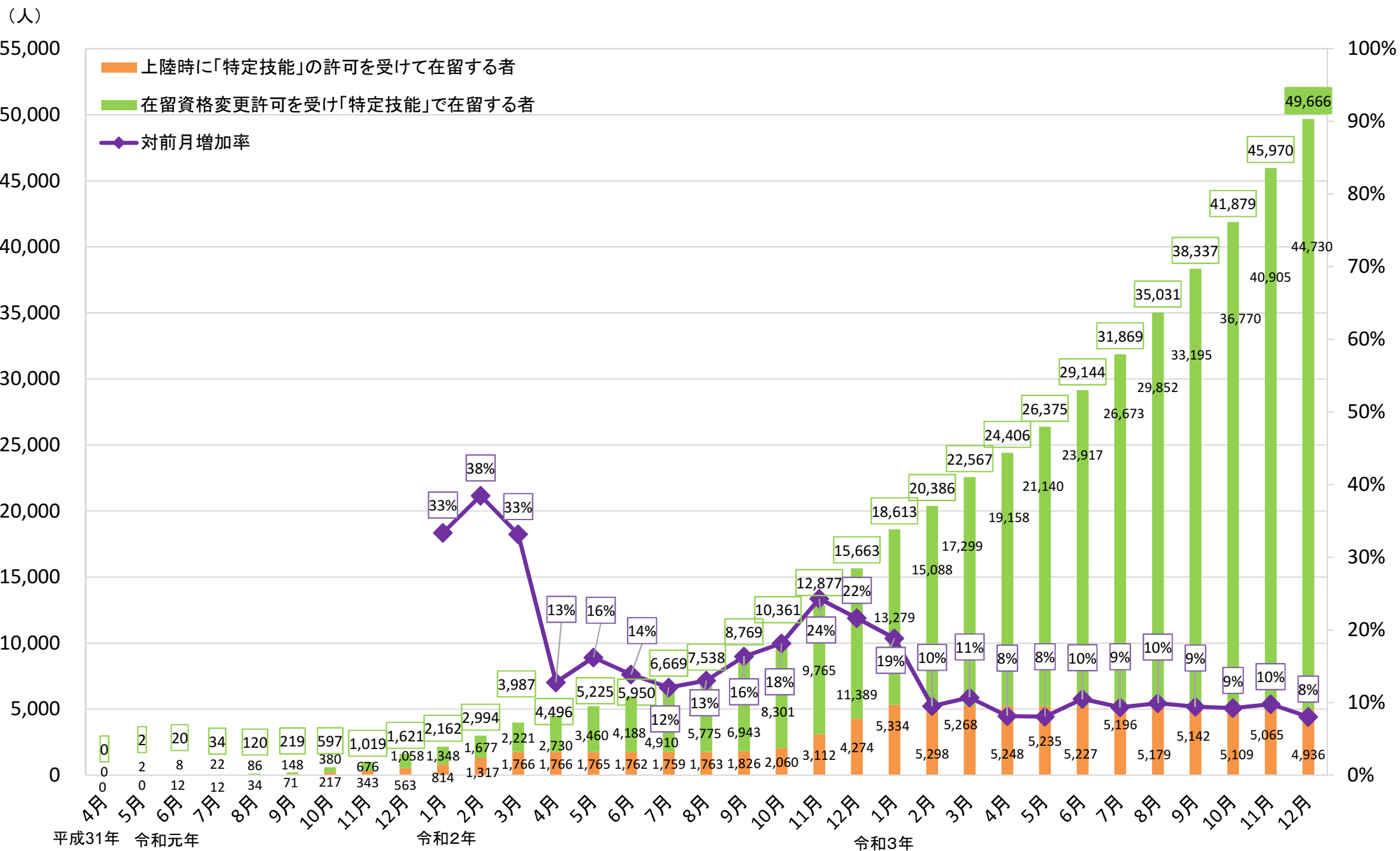
在留外国人数及び外国人労働者数の推移



特定技能制度運用状況①



特定技能在留外国人数の推移(平成31年4月～令和3年12月末現在)(速報値)

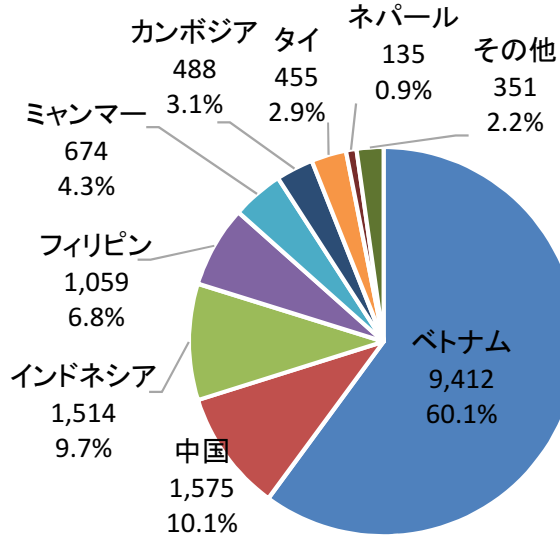


特定技能制度運用状況②

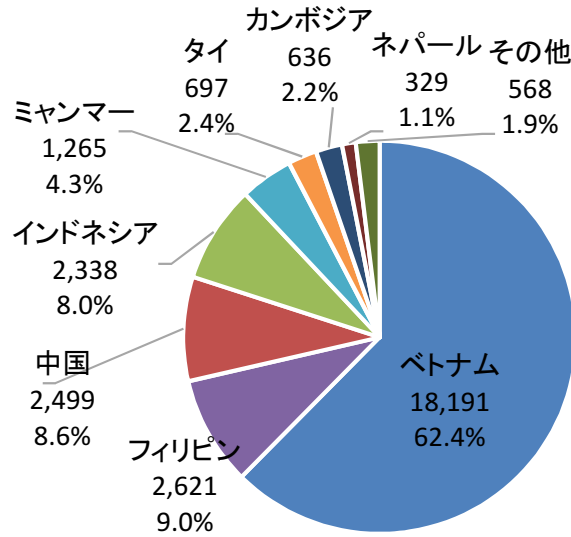


国籍・地域別特定技能在留外国人数の推移

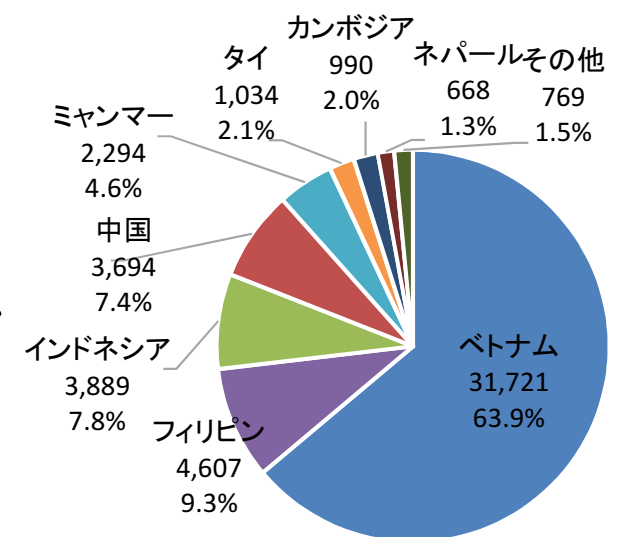
令和2年12月末: 15,663人



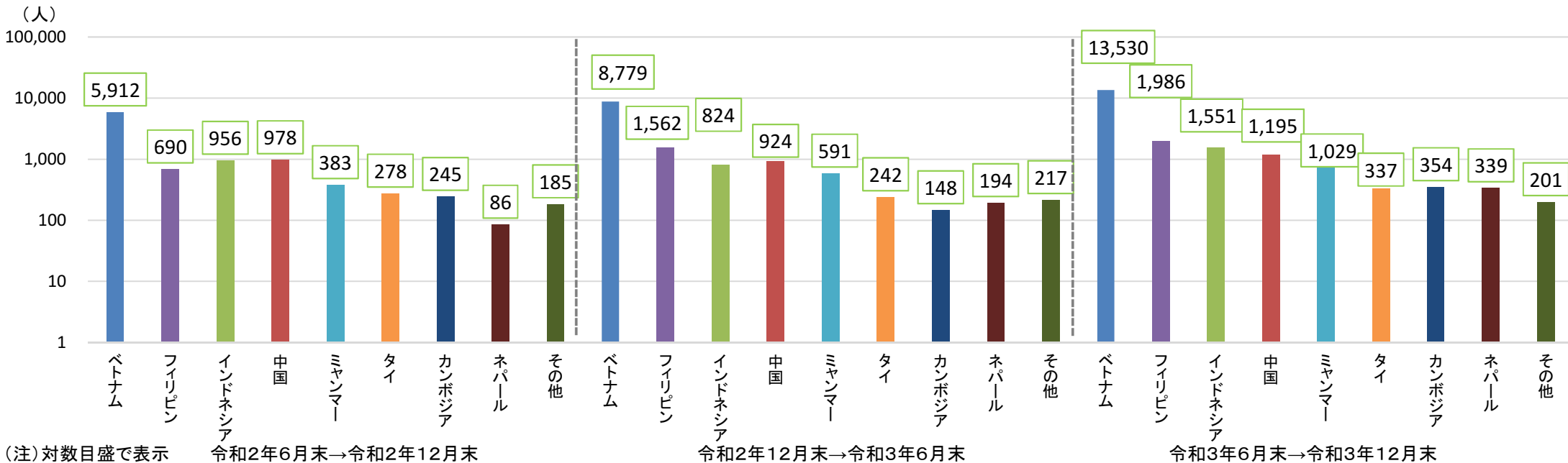
令和3年6月末: 29,144人



令和3年12月末: 49,666人(速報値)



国籍・地域別特定技能在留外国人増加数

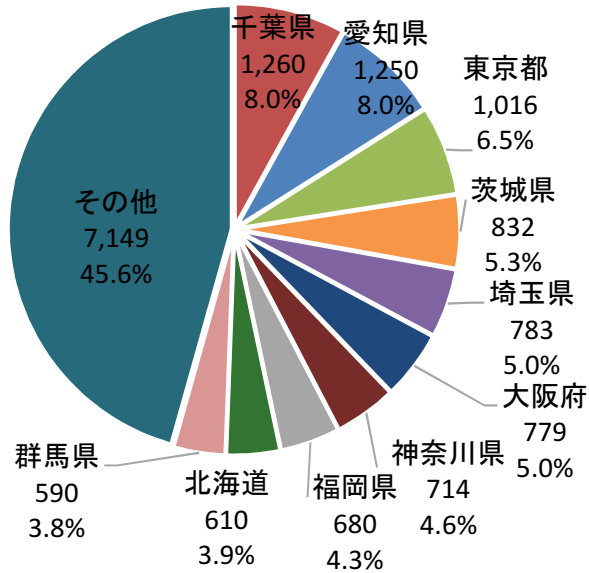


特定技能制度運用状況③

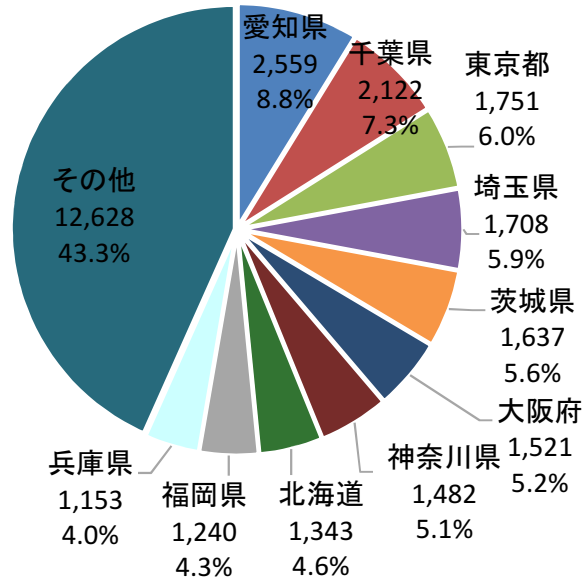


都道府県別特定技能在留外国人数の推移

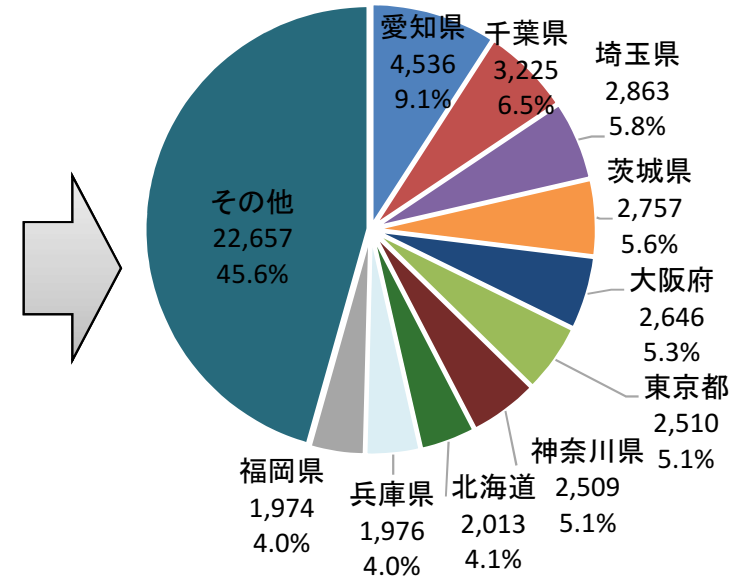
令和2年12月末: 15,663人



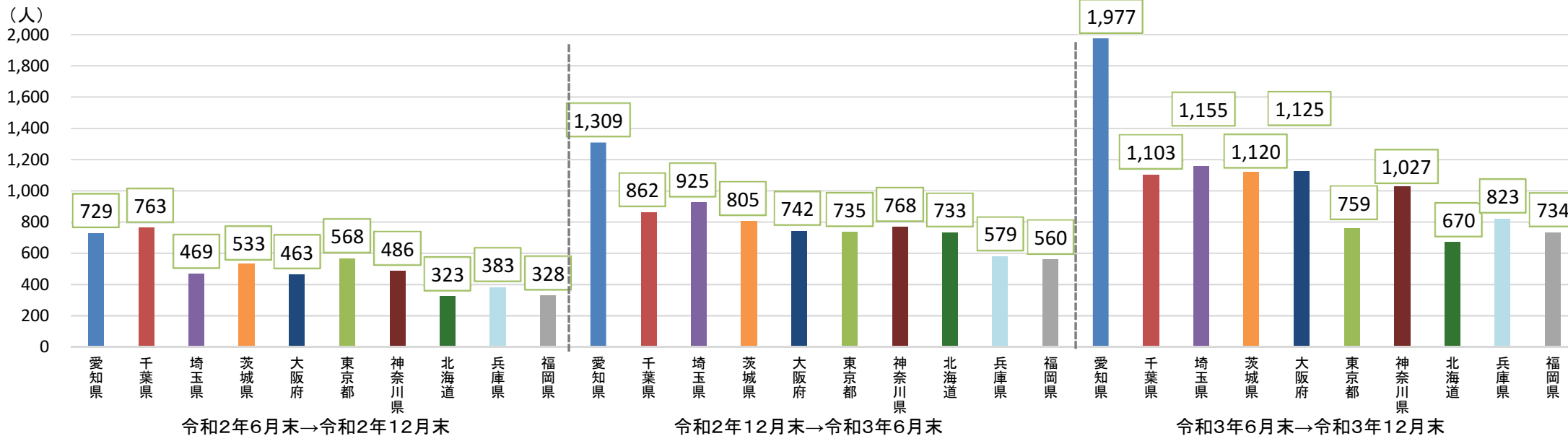
令和3年6月末: 29,144人



令和3年12月末: 49,666人(速報値)



都道府県別特定技能在留外国人増加数



特定技能制度運用状況④

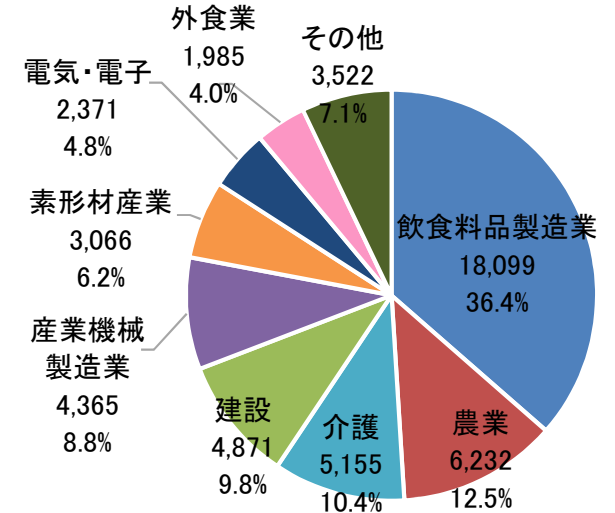
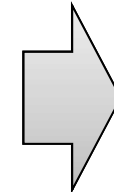
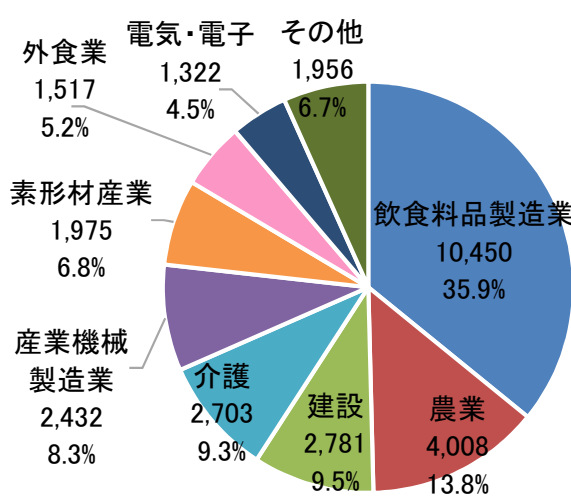
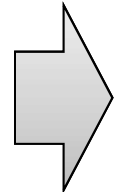
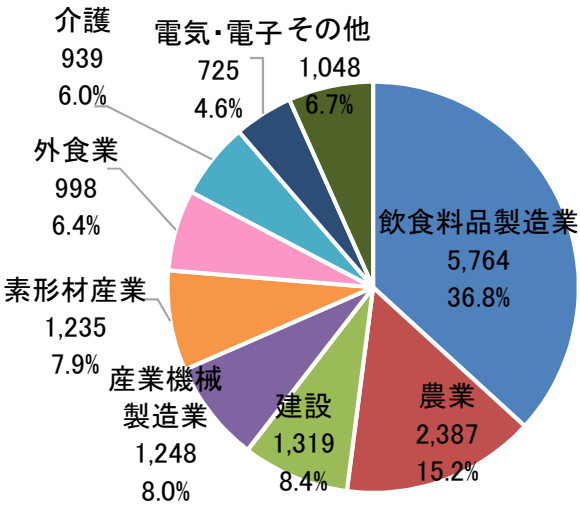


分野別特定技能在留外国人数の推移

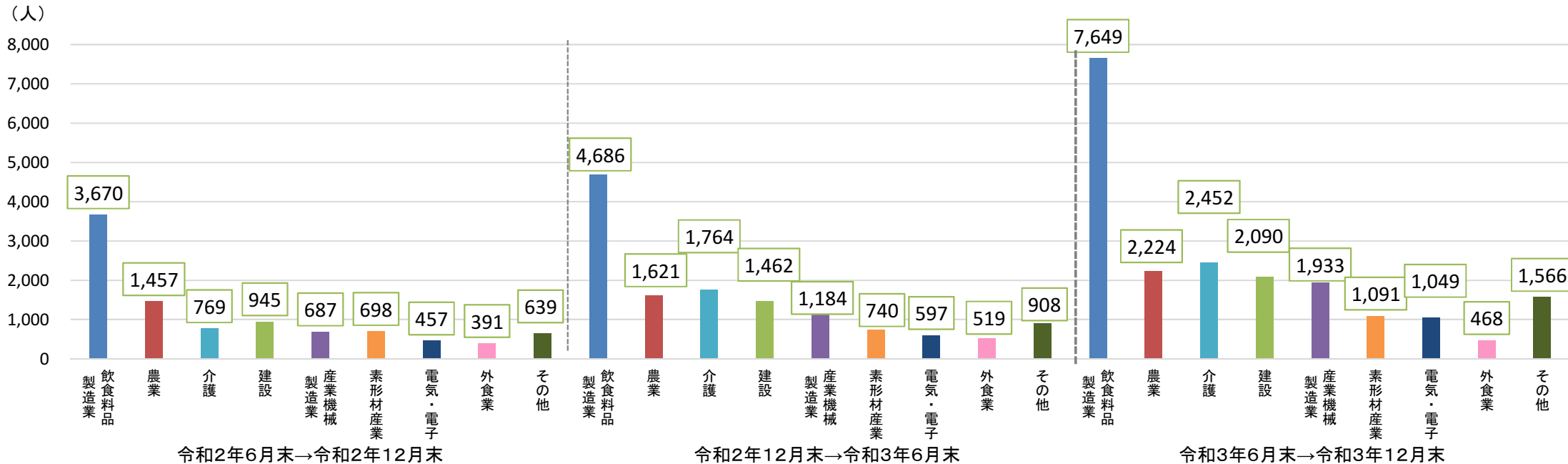
令和2年12月末: 15,663人

令和3年6月末: 29,144人

令和3年12月末: 49,666人(速報値)



分野別特定技能在留外国人増加数



特定技能制度運用状況⑤

技能試験及び日本語試験の実施状況について(令和3年12月末現在)(速報値) (注1)

技能試験	実施国	受験者数(人)		合格者数(人)					
		令和3年12月末	上段:国内 下段:海外	令和3年12月末	上段:国内 下段:海外	令和3年6月末	上段:国内 下段:海外	令和2年12月末	上段:国内 下段:海外
介護(注2)	国内・海外7か国 フィリピン・カンボジア・インドネシア・ ネパール・モンゴル・ミャンマー・タイ	40,542	24,848	27,101	16,409	19,769	11,572	10,365	5,195
			15,694		10,692		8,197		5,170
ビルクリーニング	国内・海外3か国 フィリピン・ミャンマー・インドネシア	2,002	1,385	1,503	1,045	1,057	766	864	573
			617		458		291		291
製造3分野	国内・海外3か国 インドネシア・フィリピン・タイ	1,750	1,383	206	136	41	37	17	13
			367		70		4		4
建設	国内・海外2か国 フィリピン・ベトナム	646	617	443	419	127	103	100	100
			29		24		24		-
造船・船用工業	国内・海外1か国 フィリピン	53	39	43	36	22	15	19	12
			14		7		7		7
自動車整備	国内・海外1か国 フィリピン	1,089	1,024	651	604	266	234	64	38
			65		47		32		26
航空	国内・海外2か国 モンゴル・フィリピン	783	628	414	312	343	241	265	163
			155		102		102		102
宿泊	国内・海外1か国 ミャンマー	6,363	6,125	3,125	3,040	2,835	2,750	2,208	2,123
			238		85		85		85
農業	国内・海外7か国 フィリピン・カンボジア・インドネシア・ ミャンマー・タイ・ネパール・モンゴル	14,738	6,206	13,125	5,434	5,933	1,950	2,780	344
			8,532		7,691		3,983		2,436
漁業	国内・海外1か国 インドネシア	270	95	117	42	72	19	22	-
			175		75		53		22
飲食料品製造業	国内・海外2か国 フィリピン・インドネシア	16,182	12,885	11,601	8,906	7,431	5,177	5,300	3,316
			3,297		2,695		2,254		1,984
外食業	国内・海外6か国 フィリピン・カンボジア・インドネシア・ ミャンマー・タイ・ネパール	24,722	21,763	13,610	11,672	10,388	8,892	8,552	7,513
			2,959		1,938		1,496		1,039
合計		109,140	76,998	71,939	48,055	48,284	31,756	30,556	19,390
			32,142		23,884		16,528		11,166

日本語試験	実施国	受験者数(人)		合格者数(人)					
		令和3年12月末	上段:国内 下段:海外	令和3年12月末	上段:国内 下段:海外	令和3年6月末	上段:国内 下段:海外	令和2年12月末	上段:国内 下段:海外
日本語基礎テスト (JFT Basic)	国内・海外7か国 フィリピン・カンボジア・インドネシア・ ネパール・モンゴル・ミャンマー・タイ	47,012	8,219	19,264	4,159	13,097	2,453	5,543	-
			38,793		15,105		10,644		5,543

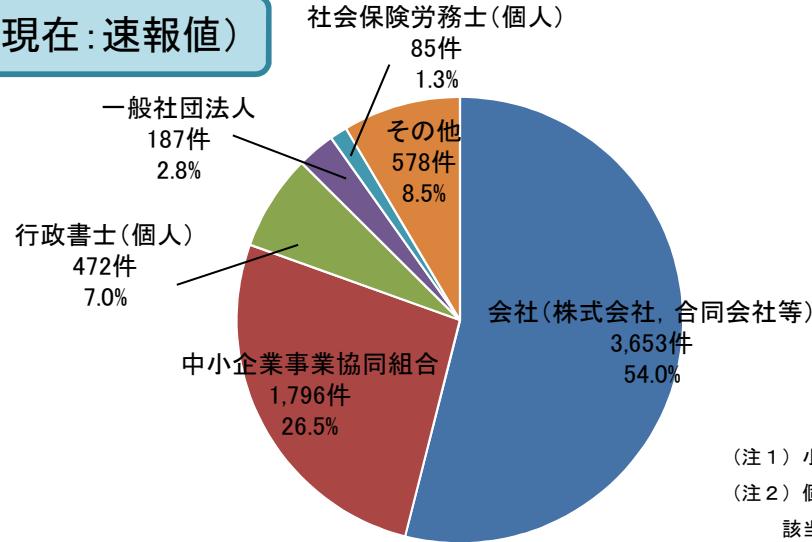
(注1) 受験者数及び合格者数には、令和3年12月末までに実施された技能試験及び日本語試験のうち、令和4年1月28日までに公表されているものを計上している。(注2) 介護分野の介護日本語評価試験は、受験者数及び合格者数に計上していない。

特定技能制度運用状況⑥



登録支援機関(令和3年12月末現在:速報値)

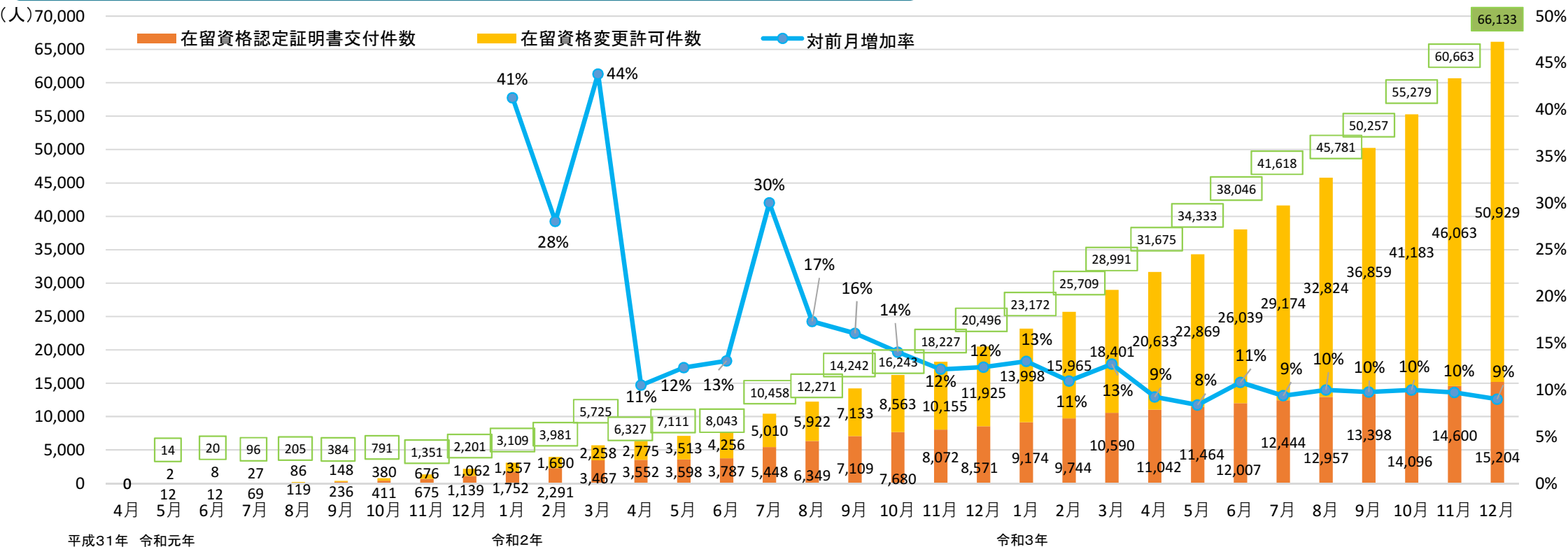
登録支援機関数: 6,724件



(注1) 小数点第二位で四捨五入。

(注2) 個人の登録支援機関については複数の項目に該当する者について各項目ごとに計上している。

特定技能外国人の許可状況等について(令和3年12月末現在:速報値)



※ 以下の手続については、各国政府から聴取した内容です。

※日本に在留する方を受け入れる場合は、下記手続は不要だが、GOLWSへの雇用契約等の登録が必要。

フィリピン

- フィリピン政府から認定を受けた現地の送出国機関を通じて人材の紹介を受け、採用活動を行うことが求められるとともに、受入れ機関と送出国機関との間で人材の募集や雇用に関する互いの権利義務を明確にした「募集取決めの締結」を行うことが求められる。
- 受入れ機関は、駐日フィリピン共和国大使館にある海外労働事務所（POLO）又は在大阪フィリピン共和国総領事館にある労働部門が定める所定の審査を受けて、フィリピンの海外雇用庁（POEA）に登録される必要がある。
- 受入れ機関がPOLO等により自国民の雇用主として適当であると認められた場合にPOLO等から受領する書類を、POEAに提出する必要がある。

ネパール

- ネパール国籍の方自らが海外労働許可証の発行をネパール政府に対してオンライン申請し、取得した上で、出国する必要がある。（特定技能外国人側の手続）

インドネシア

※日本に在留する方を受け入れる場合は、下記1つ目手続は不要

- 求人募集に当たって、インドネシア政府が管理する求人・求職のための「労働市場情報システム」（IPKOL）に登録した上で、求人することをインドネシア政府が強く推奨している。
- インドネシア国籍の方自らが、インドネシア政府が管理する海外労働者管理システム（SISKOTKLN）にオンラインで登録する必要がある。（特定技能外国人側の手続）

特定技能に関する二国間取決めに関連する情報
出入国在留管理庁ホームページ

https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri06_00073.html

※ 詳細については、相手国の駐日大使館等にお尋ねください。

モンゴル

- 受入れ機関と政府のモンゴル労働・社会保障省労働・福祉サービス庁（GOLWS）との間で、双務契約を締結する必要がある。
- モンゴル国籍の方との間で特定技能に係る雇用契約を締結した際には、締結された雇用契約書等をGOLWS経由で、雇用契約の相手方であるモンゴル国籍の方に送付する必要がある。
- 出国前に、GOLWSが実施する出国前研修を受講する必要がある。（特定技能外国人側の手続）

カンボジア

※日本に在留する方を受け入れる場合は、下記1つ目手続は不要

- カンボジア政府から認定を受けた現地の送出国機関を通じて、人材の紹介を受けることや雇用契約の締結を求められる。
- カンボジア国籍の方自らがカンボジアの国内規則に従って必要な手続を行ったことをカンボジア労働職業訓練省（MoLVT）に確認してもらい「登録証明書」を入手する必要がある。（特定技能外国人側の手続）

ミャンマー

※日本に在留する方を受け入れる場合は、下記手続は不要

- ミャンマー政府から認定を受けた現地の送出国機関を通じて、人材の紹介を受けることや雇用契約の締結を求められる。
- ミャンマー国籍の方自らがミャンマー労働・入国管理・人口省（MOLIP）に対して、「海外労働身分証（OWIC）」の申請を行う必要がある。（特定技能外国人側の手続）

タイ

- 駐日タイ王国大使館労働担当官事務所に対して、雇用契約書等を提出し、認証を受ける必要がある。
- 本国から新たに受け入れる場合、認証された雇用契約書等をタイ王国労働省に提出し、出国許可を取得する必要がある。（特定技能外国人側の手続）
- 受入れ機関又はタイ国籍の方本人は、駐日タイ王国大使館労働担当官事務所に対して、来日報告書又は入社報告書を提出する必要がある。



「特定技能」に関する二国間取決め（MOC）の概要

政府基本方針（平成30年12月25日閣議決定）

保証金を徴収するなどの悪質な仲介事業者（ブローカー）等の介在防止のため、二国間取決めなどの政府間文書の作成等、必要な方策を講じる。

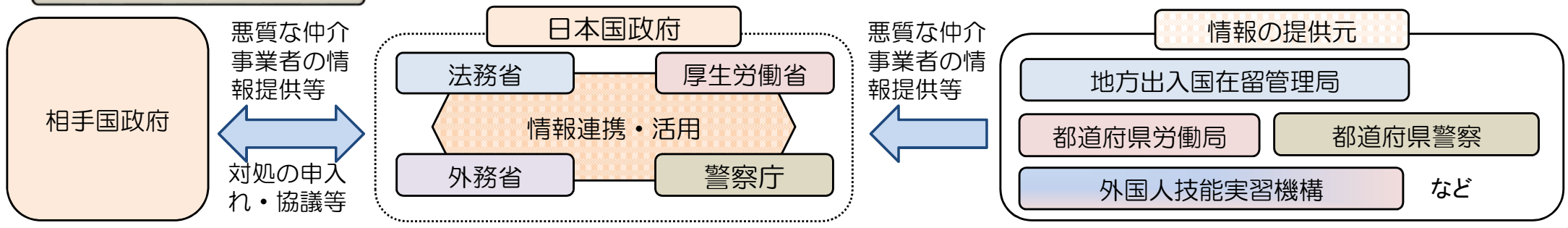
総合的対応策（令和3年度改訂）（令和3年6月15日関係閣僚会議決定）

- 外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組み：悪質な仲介事業者等の排除
「特定技能」の在留資格について、悪質な仲介事業者の排除を目的とし、情報共有の枠組みの構築を内容とする二国間取決めのための政府間文書を作成した国について、制度の運用状況等を踏まえ、当該国との情報連携及び協議を着実に進めるとともに、必要に応じ、政府間文書の内容の見直しを行う。また、かかる政府間文書の作成に至っていない国であって送出しが想定されるものとの間では、同様の政府間文書の作成に向けた交渉を引き続き進める。

二国間取決めのポイント

- 情報共有
特定技能外国人の円滑かつ適正な送出し・受入れの確保等のために必要又は有益な情報を速やかに共有する。この情報には、特定技能外国人に係る求人・求職に関与する両国内の機関による以下の行為に関する情報を含む。
 - 保証金の徴収、違約金の定め、人権侵害行為、偽変造文書等の行使及び費用の不当な徴収等
- 問題是正のための協議
定期又は随時に協議を行い、本制度の適正な運用のために改善が必要と認められる問題の是正に努める。

二国間取決めのイメージ



署名状況（13か国）

（令和3年1月18日現在）

フィリピン（H31.3.19）、カンボジア（H31.3.25）、ネパール（H31.3.25）、ミャンマー（H31.3.28）、モンゴル（H31.4.17）
スリランカ（R1.6.19）、インドネシア（R1.6.25）、ベトナム（R1.7.1文書交換）、バングラデシュ（R1.8.27）
ウズベキスタン（R1.12.17）、パキスタン（R1.12.23）、タイ（R2.2.4）、インド（R3.1.18）

口我が国に在留する外国人は令和2年末で289万人。外国人労働者は令和2年10月末で172万人(過去最高)。
口新型コロナウイルス感染症の感染拡大等で明らかになった課題も踏まえ、受け入れた外国人材の受入れ環境を更に充実させる等の観点から策定（197施策）。
口今後も政府一丸となって、関連施策を着実に実施するとともに、総合的対応策の充実を図る。

外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動等

- (1)国民及び外国人の声を聴く仕組みづくり
 - 共生社会の実現に向けて取り組むべき中長期的な課題及び方策等に関する工程表の策定《施策1》
 - 「国民の声を聴く会」や「御意見箱」等を通じた共生施策の企画・立案に資する意見の聴取《施策2》
- (2)啓発活動等の実施
 - 全ての人が互いの人権を大切に、支え合う共生社会の実現のため、各種人権啓発活動を実施《施策7》
 - 多言語に対応した人権相談及び調査救済手続の広報の実施《施策8》

円滑なコミュニケーション・情報収集のための支援

- (1)行政・生活情報の多言語・やさしい日本語化、相談体制の整備
 - 地方公共団体における一元的相談窓口の設置を促進する方策の検討《施策9》
 - FRESC/フレスクにおける効果的・効率的な外国人の受入れ環境整備のための支援の実施及び地方機関への情報提供《施策10》
- (2)日本語教育の充実（円滑なコミュニケーションの実現）
 - 「日本語教育の参照枠」の活用のための手引き等の作成、生活の分野における学習内容を示す「生活Can do」の作成《施策21》
 - 「日本語教育の参照枠」の活用を促進するとともに、都道府県等が関係機関と連携して行う日本語教育環境を強化するための体制づくりの推進《施策22》
 - 日本語学習サイト「つながるひろがる にほんごでの暮らし」の「日本語教育の参照枠」を踏まえた生活場面の充実《施策23》
 - 就労者等に対する日本語教師の研修プログラムの充実・普及及び日本語教師の養成に求められる「必須の教育内容」の円滑な実施のためのICT教材の開発・普及《施策27》
 - 日本語教師資格、日本語教育機関の日本語教育水準の維持向上を図るための仕組みの法制化の検討《施策28》
 - 日本人社員と外国籍社員の職場における双方向の学びの動画教材や手引きの周知及び活用促進《施策32》

ライフステージ・生活シーンに応じた支援

- (1)地域における多文化共生の取組の促進・支援
 - 外国人支援者等の活動の現状・課題の把握、外国人支援者のネットワークの構築《施策34》
 - JICAとの連携による地方公共団体やNPO等の共生社会の構築に向けた取組の推進《施策39》
- (2)生活サービス環境の改善等
 - 警察における外国語対応が可能な職員の配置や各種手続に係る外国語による対応の促進《施策50》
 - 部屋探しをする際に活用できる「外国人のための賃貸住宅入居の手引き」等の周知・普及の推進《施策56》
 - 金融機関における外国人の口座開設円滑化のための環境整備（14言語の外国人向けパンフレット等の配布、犯罪への関与の防止等に係る周知活動の実施）《施策58》
- (3)外国人の子供に係る対策
 - 外国人児童生徒等の学校における日本語指導体制等の構築《施策66》
 - 学齢簿システムと住民基本台帳システムの連携や外国人の子供の就学状況の一体的管理・把握《施策69》
- (4)留学生の就職等の支援
 - 新型コロナウイルス感染症の長期化や新たな危機に備えた外国人留学生の母国でのオンライン学習支援《施策79》
 - 「外国人留学生の採用や入社後の活躍に向けたハンドブック」の自治体や支援機関等への展開《施策82》
 - 大学とハローワークの連携強化による一貫した就職支援、全国の大学等へ好事例等の共有《施策95》
- (5)適正な労働環境等の確保
 - 外国人労働者のための視覚教材の多言語化（14言語化）《施策98》
 - 日本の職場におけるコミュニケーション能力の向上等を目的とした研修の実施及びモデルカリキュラム等の作成《施策104》
- (6)社会保険への加入促進等
 - 医療機関等におけるマイナンバーカードを活用した本人確認と保険資格確認の実施《施策110》

非常時における外国人向けのセーフティネット・支援等

- (1)災害時等の非常時における情報発信・支援
 - 「Safety tips」等の周知、多言語辞書の改定による正確な情報の伝達環境の整備《施策114》
- (2)新型コロナウイルス感染症の感染予防・円滑なワクチン接種支援等
 - 高等教育機関・日本語教育機関への新型コロナウイルス感染症の感染防止・予防に資する情報等の提供《施策118》
 - 各省庁が把握しているインフルエンサー等に係る情報の集約・共有等、情報発信の充実・強化に向けた取組の推進《施策119》
 - 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の徹底に係る労使団体への要請《施策120》
 - 留学生が多く在籍する日本語教育機関、専門学校等や外国人を雇用する職場における抗原簡易キット等を活用した検査の実施等と、陽性者発見時における幅広い接触者への迅速かつ機動的なPCR検査等の実施《施策121》
 - 在留外国人へのワクチン接種の周知広報、接種案内の確実な送付、多言語による相談対応体制の確保《施策122》
 - 「高度外国人材活躍推進ポータル」における新型コロナウイルス感染症に関する情報発信・イベントの実施《施策125》
 - 困窮留学生等を支援する関係機関とハローワークの連携による就職支援及び支援内容の周知《施策126》
 - 外国人学校における新型コロナウイルス感染症対策として、やさしい日本語・多言語での情報発信、保健衛生に関する有識者会議での検討内容を踏まえた措置の実施《施策128》

外国人材の円滑かつ適正な受入れ

- (1)特定技能外国人のマッチング支援策等
 - 国内のマッチングイベントや海外説明会等の開催による特定技能制度の活用促進《施策123（再掲）》
- (2)特定技能試験の円滑な実施、特定技能制度の周知・利用の円滑化等
 - 技能試験及び日本語試験の実施並びに受験の推進、分野所管省庁による新たな日本語試験の活用《施策134》
 - 特定技能2号試験実施の検討推進、特定技能2号の対象分野追加及び業務区分の整理に係る検討《施策141》
- (3)悪質な仲介事業者等の排除
 - 開発途上国への技術協力等を通じて得た知見等の活用による日本国内の取組の側面支援《施策156》
- (4)海外における日本語教育基盤の充実等
 - 国際交流基金を通じた日本語教育基盤の強化や我が国の文化及び社会の魅力発信等の取組の推進《施策161》

共生社会の基盤としての在留管理体制の構築

- (1)在留資格手続の円滑化・迅速化
 - 在留手続等に係る手数料の電子納付等の利便性向上を図る施策の検討《施策163》
 - 外国人本人によるオンライン申請の実現、オンライン化対象となる手続の拡大の検討《施策164》
 - 令和7年度中の交付開始に向けた在留カードとマイナンバーカードとの一体化の検討《施策166》
- (2)在留管理基盤の強化
 - 関係省庁及び地方公共団体等の連携による在留外国人の住居地情報の整備《施策170》
- (3)留学生の在籍管理の徹底
 - 留学生の在籍管理が不適切な大学等に対する、留学生の受入れを認めない等の在留資格審査の厳格化《施策179》
- (4)技能実習制度の更なる適正化
 - 出入国在留管理庁と技能実習機構が連携して行う調査の強化等による技能実習制度の適正化《施策97(再掲)》
 - 失踪技能実習生対策としての実地検査の強化、失踪者の多い送出機関からの新規受入れ停止《施策184》
 - 技能実習生と日本人との同等報酬等の確認・働き方改革関連法の周知の徹底《施策186》
 - 解雇された技能実習生への監理団体による着実な転籍支援の実施、実習生の継続的な状況把握による適切な転職支援《施策187》
 - 技能実習生のプライバシーや感染予防に配慮した住環境を確保する実習実施者に対する優遇措置《施策188》
- (5)不法滞在者等への対策強化
 - 外国人雇用状況届出情報等の収集・分析機能強化による効果的な摘発の実施《施策189》

※1：下線は総合的対応策（令和2年度改訂）からの変更、※2：施策番号が赤字のものは新規施策

1 「短期滞在」で在留中の方

⇒ 「短期滞在（**90日**）」の在留期間更新を許可します。

2 「技能実習」, 「特定活動(外国人建設就労者(32号), 外国人造船就労者(35号))」で在留中の方

⇒ 「特定活動（**6か月・就労可**）」への在留資格変更を許可します。

(注1) 従前と同一の業務（※）に従事する対象となります。

※ 従前と同一の業務での就労先が見つからない場合は、「従前と同一の業務に関する業務（技能実習で従事した職種・作業が属する「移行対象職種・作業一覧」の各表内の職種・作業（「7 その他」を除く。））」で就労することも可能です。

(注2) 「特定活動（インターンシップ(9号), 製造業外国従業員(42号))」で在留中の方が、従前と同一の業務で就労を希望する場合は在留資格変更を許可します。

(注3) 「短期滞在」や「特定活動(6か月・就労不可)」がいったん許可された方も対象になります。

(注4) 「特定活動(サマージョブ(12号))」で在留中の方で、従前と同一の業務で就労を希望する場合は「特定活動（3か月・就労可）」への在留資格変更を許可します。

3 「留学」の在留資格で在留している方で、就労を希望する場合

⇒ 「特定活動（**6か月・週28時間以内のアルバイト可**）」への在留資格変更を許可します。

※10月19日より、卒業の時期や有無を問わない取扱いに変わりました。

(注) 「短期滞在」や「特定活動（帰国困難・就労不可, 出国準備）」の在留資格で在留している元留学生の方も対象になります。

4 その他の在留資格で在留中の方（上記2又は3の方で、就労を希望しない場合を含む）

⇒ 「特定活動（**6か月・就労不可**）」への在留資格変更を許可します。

(注) 上記1～4について、帰国できない事情が継続している場合には、更新を受けることが可能です。※詳細は[こちら](#)を御覧下さい。

新型コロナウイルス感染症の影響により実習が継続困難となった技能実習生等に対する雇用維持支援について ～迅速かつ効率的なマッチングによる本邦での再就職の実現～

目的

出入国在留管理庁において、新型コロナウイルス感染症の影響により解雇等され、実習が継続困難となった技能実習生、採用内定を取り消された留学生等に加え、技能実習を修了し、帰国が困難な元技能実習生の本邦での継続した就労を可能とするため、一定の要件の下、特定産業分野において在留資格「特定活動」を付与するとともに、自力で再就職先を探すことが困難な外国人に対しては、関係省庁と連携し、再就職のためのマッチング支援を行うことにより、本邦での雇用維持をパッケージで支援する。

在留資格上の措置

- 在留資格「特定活動(就労可)」
- 在留期間 最大 1年(※)
※帰国が困難な場合には6月の範囲で更新が可能
- 要件・就労先が特定技能制度における特定産業分野に該当していること
・申請人が、特定技能外国人の業務に必要な技能を身に付けることを希望していること

対象者

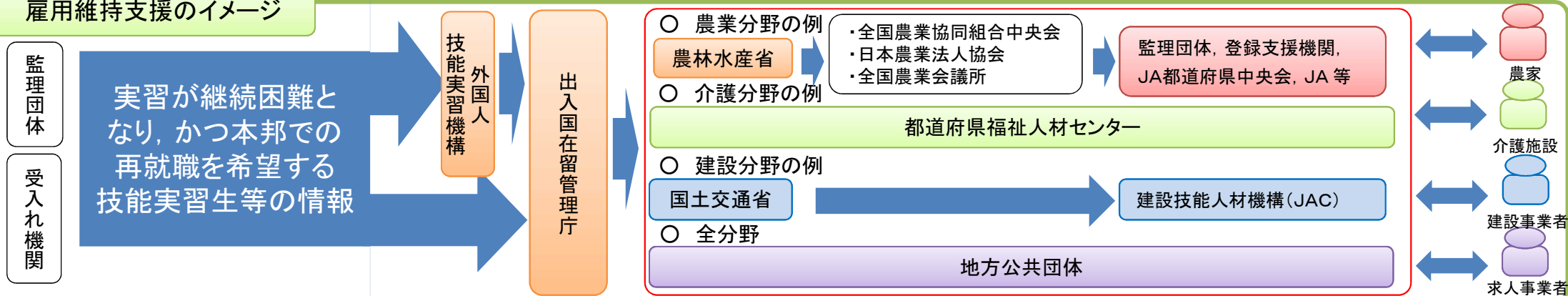
- 解雇等され、実習の継続が困難となった技能実習生
- 解雇等され、就労の継続が困難となった外国人労働者(在留資格「特定技能」、「技術・人文知識・国際業務」、「技能」等)
- 採用内定を取り消された留学生
- 技能実習を修了し、帰国が困難な元技能実習生 等

支援の概要

出入国在留管理庁は、支援の対象となる技能実習生等の情報を迅速かつ網羅的に把握し、これらの技能実習生等が就労を希望する特定産業分野に再就職できるよう、各分野の関係機関に情報提供することにより、効率的なマッチングが可能となる。

令和2年9月1日からは、外国人在留支援センター(FRESC)において、新型コロナウイルス感染症の影響で問題を抱える外国人からの相談にフリーダイヤルで対応しており、本件マッチングに必要な書類作成に係るサポートも行っている。

雇用維持支援のイメージ



オンライン
開催

出入国在留管理庁  主催

特定技能14分野 オンライン面接会

特定技能外国人の採用を目指す企業様募集！

開催日程

介護	〔2021年11月15～19日〕
農業	〔2022年1月17～21日〕
飲食料品製造業	〔2022年3月7～11日〕
ビルクリーニング	〔2021年12月6～10日〕
素形材産業	
産業機械製造業	
電気・電子情報関連産業	
造船・船用工業	〔2022年1月17～21日〕
自動車整備	
航空	〔2022年2月7～10日〕
漁業	
宿泊	〔2021年12月6～10日〕
外食業	
建設(交流会)	〔2021年11月30日〕
	〔2022年1月26日〕

※日程は変更の可能性があります。



特定技能
14分野
すべて対応

外国人材採用
経験豊富な
スタッフ
によるサポート

国内在住で
就職意欲の高い
外国人材多数！

参加費・
紹介料無料！

【特典！】
制度理解のための
ガイダンス動画
プレゼント

イベントの
参加お申込みは
こちらへ！



とくてい ぎのう せいど

特定技能制度

せつめいかい

オンライン説明会

Specified Skilled Worker Program

さんかひ
参加費
むりょう
無料

だい かい
第1回
2021.11.9 Tue
12:00 – 17:00 (JST)
ONLINE

とくてい ぎのう はたら ひと し
特定技能で働きたい人にお知らせ！

とくてい ぎのう せいど まな
特定技能制度について 学んで、

にほん かいしゃ はなし き
たくさんの 日本の会社の話を 聞ける

せつめいかい さんか
説明会に 参加しよう！

もうしこ こうしき
申込みは 公式 LINE から！

とうろく
登録ステップ①

LINEアプリのダウンロード



とうろく
登録ステップ②

LINEのともだち登録



しゅつにゆうこく ざいりゅう かんりちよう しゅさい

出入国在留管理庁 主催



Immigration Services Agency of Japan Official Event

どんな説明会？ Contents

- とくていぎのう せいど せつめい
- ① 特定技能制度について、わかりやすく説明します。
- ② たくさんの日本の会社が、仕事の話をしてします。
にほん かいしゃ しごと はなし
- ③ 当日は、会社の人に日本語で質問ができます。
とうじつ かいしゃ ひと にほんご しつもん
- ※ 説明会で見られる動画には10言語の字幕があります。
せつめいかい み どうが げんご じまく
(タガログ語、クメール語、ネパール語、モンゴル語、インドネシア語、
ベトナム語、タイ語、シンハラ語、ウズベク語、ヒンディー語)
とくていぎのう はたら きょうみ ひと さんか
- ※ 「特定技能で働くことに興味がある人」が参加できます。
- ※ まだ試験を受けていない人も参加できます。
しけん う ひと さんか

どうやって参加する？ How to join?

- ① LINEで、自分の情報と、参加する日程を入力します。
じぶん じょうほう さんか にってい にゅうりよく
- ② LINEメッセージで、説明会のくわしい内容や、
せつめいかい ないよう
参加のためのURLが届きます。
さんか とど
- ③ 当日は、届いたURLから
とうじつ とど
オンライン説明会に参加してください。
せつめいかい さんか

もうしこ

申込みはこちら →



説明会がある日 Event Schedule

仕事の分野によって、説明会の日がちがいます。
LINEでの案内にしたがって申込みをしてください。

第1回 2021/11/9	第3回 2021/12/22
<p>【01-KA】介護</p> <p>【11-NO】農業</p> <p>【13-IN】飲食料品製造業</p>	<p>【01-KA】介護</p> <p>【07-ZO】造船・舶用工業</p> <p>【08-JI】自動車整備</p> <p>【11-NO】農業</p> <p>【13-IN】飲食料品製造業</p>
第2回 2021/11/30	第4回 2022/1/26
<p>【02-BC】ビルクリーニング</p> <p>【03, 04, 05】製造3分野</p> <p>【06-KE】建設</p> <p>【10-SY】宿泊</p> <p>【14-GA】外食業</p>	<p>【06-KE】建設</p> <p>【09-KO】航空</p> <p>【10-SY】宿泊</p> <p>【12-GY】漁業</p> <p>【14-GA】外食業</p>

当日のスケジュール Time Table

12noon-1pm 特定技能制度についての説明

1pm-5pm 日本の会社についての説明 (15社くらい)

(Japan Time) ※説明をききたい会社をえらべます。